

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案
に関する意見募集の結果について

令和5年12月26日
厚生労働省
老健局総務課

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案について、令和5年9月6日（水）から同年10月5日（木）まで御意見を募集したところ、計3件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」について「改正の趣旨」では「デジタル臨時行政調査会決定」と記載されているが、令和5年6月3日のデジタル臨時行政調査会（第4回）ではデジタル大臣から「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（案）について」説明を行い、議論を行ったものの、「決定」を行った形跡がない。このように意思決定過程の不明瞭な文書を基に省令改正を行うのは不相当であり、本改正案による改正は行わないこととすべきである。</p> <p>（参考）デジタル臨時行政調査会（第4回）議事録等 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-</p>	<p>「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）については、令和4年6月3日のデジタル臨時行政調査会において、牧島デジタル大臣（当時）より、「本日、取りまとめさせていただきたい」とご説明をした上でご議論いただき、同日取りまとめを行ったものと承知をしております。</p>

	8761fb6bbe10/6e9831f5/20220603_meeting_administrative_research_minute_13.pdf	<p>引き続き、一括見直しプランに基づき、厚生労働省においてもアナログ規制の見直しを進めて参ります。</p>
2	<p>本件で改正される規則について、健康増進・生活衛生関係の規則では「フレキシブルディスクでなければならない」（例：栄養士法施行規則）と、特定の媒体による提出を求めている。</p> <p>一方、その他の規則では「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記憶しておくことができるもの」（例：医療法施行規則）と、磁気ディスクはあくまで一類型に過ぎず、一定の事項を確実に記憶しておくことができるものであれば良く、特定の媒体に限定しているわけではないように思われる。</p> <p>後者の規定について、法規上の考え方から特定の媒体に限定される等の具体的な問題が生じるため改正するのか、それとも現行の規定でも特定の媒体に限定されることはないが、条文の誤解を防止するために改正するのか（又はその他の目的があるのか）ご教示ください。</p>	<p>ご指摘の「後者の規定」については、磁気ディスクやシー・ディー・ロムといった特定の記録媒体の使用を定めたものではありませんが、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応する観点から、こうした特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化するため、見直しを行うものです。</p>
3	<p>今回の省令改正では、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第4条第1項を改正するとしています。</p> <p>類似する規定として厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第13条が存在します。</p>	<p>本省令では、一括見直しプランにおいて見直しが必要とされているものであって、「フレキシブルディスク」、「シー・ディー・ロム」といった</p>

<p>この2つの省令の違いは「シーディー・ロム」という文言が存在しているかどうか程度と思われませんが、改正の要否が分かれた理由についてご教示ください。</p> <p>また、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第4条第1項の改正により、具体的にどのような法解釈上の違いが生じるのか（特に「シーディー・ロム」の文言を削るだけである場合）ご教示ください。</p>	<p>具体の媒体名を定めるものについて、改正を行いました。</p> <p>本省令による厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第4条第1項の改正により、電磁的記録による保存について、「シーディー・ロム」以外の幅広い媒体によることが可能である旨が明確化されたこととなります。</p>
--	--